

愛知県文化財保存活用大綱

2020年9月

愛 知 県

4 未指定文化財等の保存と活用

現状の文化財保護行政では、国、県又は市町村により指定、登録等の措置が執られた文化財が保護の対象となっているが、それ以外にも保存と活用を図るべき歴史的な所産も少なくない。

(1) 未指定文化財の把握と評価

指定等となりえるような価値があっても、調査が行われていないことから存在自体が知られていない、既知であっても、評価が定まらない、あるいは旧来の価値判断から評価が低く抑えられている、情報の不足等から滅失等として扱われているなどの理由で、保護の対象外となっている文化財も少なくないと考えられる。県、市町村の文化財保護部局としては、こうした文化財の把握と評価の再検証に努めるとともに、指定等の措置を執る必要がある。

(2) 未指定文化財の保護措置の拡大

未指定文化財の中には、従来の指定類別では捉えにくく、保護の対象となっていないものも多く存在する。このような文化財を幅広く把握し、分野の枠を超えて総合的、一体的に保護するためには、文化財を取り巻く環境も含めて保存・活用していくことが求められる。

特に、本県の歴史や文化を有機的に理解するためには、県内で市町村の枠を越えて広く分布する同一(近縁)種の文化財群や、地域の歴史・文化を特徴づける関連文化財群というまとまりで保護を図るなど、新たな枠組も検討する必要がある。

(3) その他の歴史文化的所産

生活文化や大衆娯楽、地域の名産品や郷土料理、地場産業、地域の名所・旧跡といった歴史文化的所産は、その伝来を含め、多様な形態を有している。これらは、「文化財」としての評価を定めることが難しいこと、また、保護のために、時により「規制」を伴うため、行政の指定・登録制度の対象とされてこなかった経緯がある。しかしながら、こういった歴史文化的所産についても、我々の生活の「豊かさ」の一部を構成しているものであり、将来に向けて保存と活用が図られるべき存在といえる。

未指定文化財の位置付け

